

会 費 入 会 金 規 約

(会費等の額)

第1条 一般社団法人全国森林レクリエーション協会定款第7条の規定に基づく会員の入会金及び会費の年額は、下表のとおりとする。

(単位：万円)

区 分		入会金	会 費	
1 会 員	(1) リフト等を経営している地方公共団体等	3	リフト 1～2 基	4
			〃 3～4 基	6
	(2) リフト等を経営している民間事業体等	5	〃 5～9 基	8
			〃 10 基以上	12
	(3) ゴルフ場を経営している地方公共団体等、民間事業体等	5	ホール 18ホール以下	10
			〃 27ホールまで	15
〃 36ホール以上			20	
(4) (2) 及び(3) 以外の民間事業体等	5		2	
(5) (1) 及び(3) 以外の地方公共団体等	3		2	
2 賛 助 会 員		5		3～12

(注) 1 リフト等とは、リフト、ロープウェイ、ケーブルカー等で鉄道事業法第2条第5項に定める索道の施設をいう。

2 地方公共団体等には、森林組合法（昭53.5.1法律第36号）第3条に規定する森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会を含むものとする。

(会費等の納入)

第2条 入会金及び会費は、加入承認後に納入しなければならない。なお、支部がある場合は、支部に納入し、支部が一括して一般社団法人全国森林レクリエーション協会に納入することができる。

2 入会が、年度途中であっても入会金及び会費は全額とする。

- 3 年度途中において、会員の区分に変更があった場合は、会費については、翌年度から変更になった会員区分による会費、入会金については、翌年度にその差額をそれぞれ納入しなければならない。

(支部の経費)

第3条 支部の経費は、会員数に応じて交付するものとする。

- (附則) 1 この規約は、農林水産大臣の設立許可の日（昭和62年9月1日）から施行する。
- 2 全国国有林レクリエーション利用協会（以下「利用協会」という。）の会員及び賛助会員から、社団法人全国森林レクリエーション協会（以下「新協会」という。）に加入した会員及び賛助会員の入会金の額は、この規約第1条の入会金の規定にかかわらず、利用協会の入会金の額とする。
- 3 利用協会の会員及び賛助会員が、新協会設立の前日までに納入した利用協会の昭和62年度会費は、新協会の昭和62年度会費とする。
- 4 利用協会の会員であった者の会費の額については、この規約第1条の会費の規定にかかわらず、当分の間、国有林のみの施設を対象とすることができる。

(附則) この規約は、平成3年6月6日から施行し、平成3年5月1日から適用する。

(附則) この規約は、平成14年6月6日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(附則) この規約は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(附則) この規約は、平成23年10月24日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

- (附則) 1 この規約の変更は、総会において行う。
- 2 この規約は、一般社団法人全国森林レクリエーション協会の設立登記の日から施行する。